

今月のインスタギャラリー

『#love mitoyo』 Vol.19

▶問い合わせ
産業政策課 ☎73-3012

Instagramへ投稿された「ステキな三豊」情報をご紹介します。

おすすめスポット



萬福寺(財田町)
「藤寺」として香川でも有名な萬福寺の藤の開花の様子を見に行ってきました。



フラワーパーク浦島(説間町)
写真を見直してみると、マーガレットの花にとまる蜂がいました。



丸山島(説間町)
素敵な1日の締めくくり。瀬戸内の夕陽は、今日も穏やか。

■お気に入りのスポット、食べ物、お店など「あなたの三豊」情報を、Instagramに「#lovemitoyo」を付けて投稿してください。

【投稿方法】

Instagramを利用している人は、

- ①アカウント「mitoyo.honma.mon」をフォロー(※QRコードを読みとってください)
- ②「#lovemitoyo」と場所、コメントを付けて投稿

あなたのとおきの三豊情報をお待ちしています!!



▲「Instagram」はこちらから



▲「ブログ」でも日々の情報を発信中!

募集

特定公共賃貸市営住宅の入居者を募集します

▶申し込み・問い合わせ 建築住宅課 ☎73-3044

次のとおり特定公共賃貸市営住宅の入居者を募集します。

対象者

- ・ 次の条件を全て満たす人
- ・ 現に住宅に困窮していることが明らかでない人
- ・ 市内に住所または勤務場所を有する人
- ・ 同居の親族または同居しようとする親族がいる人(事実上婚姻関係にある人や婚約者を含む)
- ・ 市町村税などを滞納していない人
- ・ 世帯の月額所得が、15万8千円〜48万7千円であること
- ・ 申込者または同居親族が暴力団員でないこと

入居予定時期

8月中旬

※入居予定者は7月下旬に抽選で決定

必要書類

- ① 申込書(建築住宅課、各支所にあります)
 - ② 入居予定者全員の住民票
 - ③ 所得証明書
 - ④ 完納証明書(申込者のみ)
- ※個人番号届出書があれば、②と③は省略できます。

提出先

建築住宅課(郵送不可)

申込書配布・受付期間

7月3日(月)〜14日(金)

午前8時30分〜午後5時

※土日を除く

団地名(所在)	棟号室	間取り・構造	建設年度	使用料	駐車場使用料	共益費
宮尾団地(財田町財田中)	205	4LDK 耐火2階建 水洗トイレ	平成5年度	48,000円(月額)	—	自治会管理
	208					

じんけん探訪 98

障がい者と人権

障害者基本法の改正により、障がいのある人となない人が一緒に暮らせる共生社会づくりが、国や地方公共団体などの責務となりました。そして、障害者雇用促進法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害者優先調達推進法など、次々と関係法令が変わりました。

その中で、2013年に制定された障害者差別解消法が採用している定義は、制限の原因が、障害のある人に対する十分な配慮なく作られた社会の構造にあるとしています。この定義により「合理的配慮の提供」が大きくうたわれています。

合理的配慮の事例

- ① 段差があれば、車いすのキャスターを上げるなどの補助を行う
- ② 棚など高い所の物が取りにくい場合は取っ手をつける
- ③ 廊下などは通行を妨げないよう、整頓する
- ④ 障がいの速度に合わせて歩行する
- ⑤ 意思疎通を図るために、筆談や代筆、代読をする
- ⑥ 説明はゆっくりする
- ⑦ 順番待ちが困難な場合は、理解を得て順番を替える
- ⑧ 障がいの来庁が多い場合、一般駐車場を障がい者専用駐車場に変更する

共生社会をつくるために

障がいの自立した生活を確立するには、「障害福祉サービスの構築」が必要不可欠です。しかしこれは、あくまで行政の福祉施策の在り方を問うものであって、社会にある壁そのものをどう無くしていくかといった課題を、正面から扱うものではありません。つまり、サービスが充実しても壁がそのまま残っている状態では、障がいのある人は社会から排除されたままになります。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、真に共生できる社会を実現するためには、障害福祉サービスの構築とともに壁を無くし、障がいのある人の人権を確保するための、私たち一人ひとりの認識や行動が求められていると考えます。

▼問い合わせ
人権課 ☎73・3008

自主防災組織を作ろう!
避難所運営マニュアルを活用しよう

避難所では、自主防災組織や自治会、避難者、市から派遣される職員、避難所となる施設の管理者などが、相互に連携しながら運営を行います。「避難所運営マニュアル」は、避難所をスムーズに運営するため、自主防災組織や自治会などの活動の流れや施設配置、運営手順の一例などを記載しています。

避難所管理運営標準マニュアルの内容紹介

1部 事前準備解説編

避難所の考え方、各組織の役割や運営の基本原則など

2部 活動編

発災直後の避難行動から、避難所を開いて運営するまでの流れ

3部 マニュアルシート集

活動編の流れに基づいた、抜けのない運営を行うためのチェックシートや施設配置などの一例

4部 様式集

避難所内や市災害対策本部への報告・要請の際に、使用する様式

市ホームページに掲載していますので、参考にしてお住いの地域の特性を反映した地域版避難所マニュアルを完成させましょう。地区防災計画の作成や防災訓練にもご活用ください。

▼問い合わせ 危機管理課 ☎73・3119



▲避難所運営マニュアルはこちらから